

高松市中小企業等賃金引上げ奨励金 申請手引

第1版
（令和7年4月21日）

高松市産業振興課

- 本手引は、高松市中小企業等賃金引上げ奨励金交付要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとします。
- 本手引は、高松市中小企業等賃金引上げ奨励金交付要綱の申請準備から交付までの各種手続や留意事項などについて、解説したものです。
- 本手引のほか、「交付要綱」、「よくある質問と回答」及び「高松市公式ホームページ」を熟読し、適正に補助事業を実施するようにしてください。
- 補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なる場合がありますので、注意してください。
- 補助金の交付決定を受けた後においても、要綱、手引及びQ & A等のルールに従っていないことが判明した場合、交付決定を取り消す場合があります。
- 本手続に関する御不明点は、必ず事前に事務局までお問合せください。

【問合せ先・書類受付先】
〒760-0026 高松市磨屋町 5-9 プラタ 59-203
高松市中小企業等賃金引上げ奨励金事務局
（電話番号）087-823-7377
（受付時間）平日 9：00～17：00

※事務局の開設は、令和7年5月7日（水）からです。

1 趣旨

労働力不足、物価高騰等の影響により、厳しい経営を強いられている状況において、労働者の生活水準の維持、労働力の確保等のために持続的な賃金の引上げを実施する市内の中小企業者等を支援することを目的に、高松市中小企業等賃金引上げ奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものです。

2 交付対象者・対象従業員・交付要件

【交付対象者】

奨励金の交付対象者は、次のいずれかに該当する事業者とします。

- ・高松市内に本社又は本店若しくは事務所（個人事業主の場合は、事業所及び住所）を有する中小企業者（※1）
- ・高松市内に主たる事業所を有するその他の法人（※2）

※1 中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項各号に定める中小企業者をいう。

業種 ※3	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数※4
①製造業・建設業・運輸業その他の業種 (下記②～④を除く。)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	
④小売業		50人以下

※2 その他の法人とは、中小企業者に該当しない事業者で、次のア又はイのいずれかを満たす法人（国内に本店又は主たる事務所を有する設立登記法人に限る。）をいう。

- ア 資本金の額又は出資の総額が1億円未満であること。
- イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が100人以下であること。

※3 業種の分類は、日本標準産業分類に基づきます。

※4 パート従業員、アルバイト等を含む企業全体の従業員から、次の者を除いた数を「常時使用する従業員の数」とします。

- ・会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員の数」に含む。）
- ・事業主本人及び同居の親族従業員
- ・申請時点で、育児休業中、介護休業中、傷病休業中又は休職中の社員（法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者）
- ・日々雇い入れられる者（ただし、1か月を超えて引き続き使用されるに至った者は「常時使用する従業員数」に含む。）
- ・2か月以内の期間を定めて使用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った者は「常時使用する従業員の数」に含む。）
- ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った者は「常時使用する従業員の数」に含む。）
- ・試用期間中の者（ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った者は「常時使用する従業員の数」に含む。）

交付対象外となる場合

以下のア～シのいずれかに該当する者は、交付対象となりません。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- イ 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者
- エ 政党その他の政治団体
- オ 宗教上の組織又は団体
- カ 法人格のない任意団体
- キ 奨励金の交付申請の受付日において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている事業者
- ク 過去にこの要綱の規定による奨励金の交付を受けたことのある事業者
- ケ 目的を同じくする賃金の引上げに対して、本市又は他の団体から別の補助金等の交付を受けている又は受ける者
- コ 奨励金の交付申請の受付日において本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している事業者
- サ 従業員に対し支給した賃金が、当該賃金の支給日時点における最低賃金の額を下回っている者
- シ ア～サに掲げる者のほか、奨励金を交付することが適当でないと市長が認める者

【対象従業員】

交付申請に係る情報等の事前登録を行った日及び交付申請受付日（本市が交付申請書兼請求書を受け付けた日）時点において、交付対象者に雇用されている次の従業員（役員・個人事業主本人を除く。）となります。

- ・ 高松市内に住所を有する 正規雇用労働者
 - ▶ 期間の定めのない契約により雇用され、雇用保険及び厚生年金保険に加入している者
- ・ 高松市内に住所を有する 非正規雇用労働者
 - ▶ 正規雇用労働者以外のものであって、週20時間以上の勤務者で、雇用保険に加入している者

【交付要件】

奨励金の交付の要件は、次のいずれかに該当する場合とします。

- ・ 令和7年1月1日から同年12月31日までの間に、正規雇用労働者の基本給の1.5%以上の賃上げ率（※1）の賃金引上げを行い、かつ、当該賃金引上げ後の基本給単価（※2）により算定をした最初の賃金を支給（※3）すること。
- ・ 令和7年1月1日から同年12月31日までの間に、非正規雇用労働者の時間給等の3%以上の賃上げ率（※1）の賃金引上げを行い、かつ、当該賃金引上げ後の基本給単価

（※2）により算定をした最初の賃金を支給（※3）すること。

※1 賃金の引上げ前後の単価の差額を賃金の引上げ前の単価の額で除して得たものをいう。

※2 雇用する労働者に対し支払うべき基本給（労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。）を算定するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするものをいう。

※3 賃金の改定だけでなく、支払いが行われている必要があります。

引上げ前後の賃金は、それぞれの支給日時点で最低賃金を上回っている必要があります。なお、交付申請受付日が令和7年度最低賃金の発効日以後である場合は、引上げ後の賃金が令和7年度最低賃金を上回っている必要があります。

3 交付額等

奨励金の額は、交付対象者に係る対象従業員の区分に応じて算定します。

区分	正規雇用労働者		非正規雇用労働者	
対象賃金	基本給		時間給等	
賃上げ率・交付額	2. 5%以上	5万円／人	5%以上	5万円／人
	1. 5%以上	3万円／人	3%以上	3万円／人
上限額	1社・事業所当たり10人分			

4 申請手続等

1 事前登録

（1）事前登録方法

電子申請（高松市ホームページ内の「事前登録フォーム」から申請）

▶ 事前登録フォーム

（URL）

<https://logoform.jp/form/dV7M/UPjizen>

（二次元コード）



（2）事前登録期間

令和7年5月15日（木）～令和7年8月29日（金）

※先着順となりますので、予算額に達した場合、受付を中止します。申請総額が予算総額を下回った場合には、追加の募集を実施する場合があります。その場合は、準備ができ次第、市ホームページにて公表します。

※本奨励金の申請は、1事業者につき1回限りとします。

（3）事前登録後について

登録順に内容を審査し、適当と認めるときは、「高松市中小企業等賃金引上げ奨励金交付事前登録承諾通知書（様式第1号）」により通知します。

2 変更（中止）登録

事前登録をした内容を変更（中止）する場合、高松市ホームページ内の「変更（中止）登録フォーム」から、変更後の内容を登録してください。

▶ 変更登録フォーム

(URL)	(二次元コード)
https://logoform.jp/form/dV7M/UPhenko	

▶ 中止登録フォーム

(URL)	(二次元コード)
https://logoform.jp/form/dV7M/UPchushi	

ただし、承諾通知を受けた金額の増額変更は認められません。

また、次のいずれにも該当する場合は、変更登録の必要はありません。

- ・高松市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書兼請求書に記載され、又は記載予定の奨励金の額が、承諾通知を受けた金額を下回っている場合
- ・下回っている金額が、5万円又は承諾通知を受けた金額に10分の2を乗じて得た額のいずれか少ない額以下である場合

変更を承認した場合、高松市中小企業等賃金引上げ奨励金交付変更承諾通知書（様式第2号）により、通知します。

3 交付申請・請求

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に賃金の引上げを実施し、引上げ後の基本給単価により算定をした最初の賃金を支給してください。支給後、交付申請を行ってください。

（1）交付申請方法

郵送申請

▶ 提出先

〒760-0026 高松市磨屋町5-9 プラタ59-203
高松市中小企業等賃金引上げ奨励金事務局

- ・提出は、申請者が送達状況の追跡ができる一般書留、簡易書留等での郵送をお願いします。なお、郵送時の送料は、申請者側で負担してください。
- ・提出いただいた書類・添付物等は返却できません。コピー等をお手元に保管してください。

（2）申請期間

令和7年6月2日（月）～令和8年1月30日（金） ※消印有効
振込をスムーズに行うためにも、引上げ後の賃金を支給後、早めの申請をお願いします。

※交付申請は、事前登録後、「高松市中小企業等賃金引上げ奨励金交付事前登録承諾通知書（様式第1号）」を受けていることが必須です。

（3）提出書類

① 高松市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書兼請求書（様式第3号）
・HPに掲載している交付申請書兼請求書の注意書きを確認の上、申請してください。
② 登記情報等が分かる書類の写し
【法人等】
・現在事項証明書又は履歴事項全部証明書（いずれも発行後3か月以内のもの）
【個人事業主】
・直近の確定申告書（第一表）1期分
※創業後最初の確定申告を済ませていない場合は開業届の写し
※e-Taxの場合は「受付結果（受信通知）」が必要
③ 賃金引上げ算定表（様式第4号）
・正規雇用労働者にあつては、1.5%以上、非正規雇用労働者にあつては、3%以上の賃上げが必要です。
・対象となる従業員の住所は、高松市内であることが条件です。
・事前登録及び交付申請時点において、雇用されていることが条件です。
④ 引上げ対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
・対象となる従業員全員分の書類を提出してください。
⑤ 引上げ対象労働者の賃金台帳その他賃金引上げ前後における基本給単価の分かる書類の写し
・対象となる従業員全員分の書類を提出してください。
⑥ 引上げ対象労働者が非正規雇用労働者である場合は、当該引上げ対象労働者の雇用保険加入証明書の写し
・ハローワーク（公共職業安定書）で発行される「雇用保険被保険者証」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」を提出してください。
⑦ 誓約書（様式第5号）
・申請者が自筆で署名してください。
・法人の場合は、代表者の自筆に代えて、記名及び実印の押印でも構いません。

・提出書類の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせる場合がありますので、御協力ください。

・必要な書類が全てそろっていない場合、事務局から不足している書類の提出を依頼します。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、奨励金を交付できませんので御注意ください。

（4）交付申請後について

提出書類を審査し、奨励金の額を確定しましたら、交付決定通知書（様式第6号）又は不交付決定通知書（様式第7号）により、お知らせします。また、交付申請書兼請求書に記載の口座へ振り込みます。

- ・奨励金は、申請者本人の名義の口座にのみ振込が可能です。
- ・交付申請から振込までは1～2か月程度かかります。

5 その他留意事項

【他の補助金等との併給】

併給不可の補助金等は次のとおりです。

- ・ キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）
※有期雇用労働者の賃金規定を増額した場合に受給可能となり、本奨励金と同様の内容であるため、併給はできません。
- ・ 高松市地域交通事業者経営継続奨励金

【決定の取消し及び奨励金の返還】

次のア～エまでのいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。その場合、奨励金の返還が生じる可能性があります。

- ア 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- イ この要綱の規定に違反したとき。
- ウ 奨励金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- エ ア～ウに掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

【検査】

市が必要と認めるときは、書類等の検査や奨励金の執行状況について実地検査をすることがあります。

また、交付事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。